

## 宮城県私立高校生等奨学給付金支給要綱

### (目的等)

第1 高等学校等に在学する高校生等がいる低所得世帯に対する奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、全ての意思のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的とする。

なお、この給付金は、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）における補助対象に該当するものであり、宮城県における事業名称を「高校生等奨学給付金事業」とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び高等学校等専攻科（この要綱において高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科をいう。以下同じ。）のうち私立のもの
- (2) 高校生等 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の支給を受ける資格を有する者を除く。）、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する補助の対象者と認められる者及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）（以下「専攻科修学支援交付要綱」という。）第3条第1項に規定する補助の対象者（特別支援学校専攻科に通う者を除く。）と認められる者
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号及び同法施行令（平成22年政令第122号）第1条第1項並びに同法施行規則（平成22年文科科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等とする。ただし、専攻科に通う生徒については、専攻科修学支援交付要綱第3条第1項第4号に規定する生計維持者とする。
- (4) 通信制 高等学校・中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の通信制学科

### (対象者)

第3 給付金の対象となる者は、高等学校等に在学する高校生等のいる保護者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宮城県内に住所を有すること

- (2) 給付金を申請する年度（以下「申請年度」という。）の道府県民税及び市町村民税の賦課期日に日本国内に住所を有していて、申請年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であること又は新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変し、経済的理由により道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められること
- (3) 高校生等が、平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等の第1学年に入学した者（単位制の高等学校等において修得単位数により第1学年相当と県から判断された者を含む。）であること
- (4) 次のいずれかの基準日に高校生等が高等学校等に在学していること
- イ 4月入学者については7月1日
  - ロ 秋入学など7月2日以降に入学することが定められている者については入学日の翌月（入学日が月の初日である場合は、入学日の属する月）の1日
  - ハ 7月2日以降に家計が急変した場合には、家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した日の属する月）の1日
- (5) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されていないこと

（給付金額）

第4 給付金の額は、別表に定めるところによる。

（給付金の申請）

第5 給付金の支給を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、別に知事が定める日までに、宮城県内に設置されている高等学校等に在籍している高校生等のいる保護者等にあつては、在籍している学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、知事に提出しなければならない。

(1) 宮城県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等

- イ 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1号）
- ロ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることを証明する書類（生業扶助受給世帯を除く。）
- ハ 15歳以上23歳未満の扶養している子（対象となる高校生等を除く。以下同じ）の健康保険証等の写し（生業扶助受給世帯及び対象となる高校生等が専攻科に通う場合を除く。）
- ニ 生業扶助受給世帯については生業扶助の措置状況が確認できる書類の写し

ホ その他知事が必要と認める書類

(2) 前号以外の高校生等のいる保護者等

イ 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1号）

ロ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることを証明する書類（生業扶助受給世帯を除く。）

ハ 在学証明書（様式第2号）

ニ 15歳以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し（生業扶助受給世帯及び対象となる高校生等が専攻科に通う場合を除く。）

ホ 生業扶助受給世帯については生業扶助の措置状況が確認できる書類の写し

ヘ その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変し、経済的理由により給付金の支給を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、知事が別に定める日までに、前項に定める方法により提出するものとする。

(1) 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1号）

(2) 在学証明書（様式第2号）（宮城県外に設置されている高等学校等に在学する高校生等のいる世帯に限る。）

(3) 家計急変の発生事由を証明する書類

(4) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

(5) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

(6) その他知事が必要と認める書類

（支給の決定）

第6 知事は第5の規定による申請に基づき、支給を決定したときは高校生等奨学給付金支給決定通知書（様式第3号）により、給付しないことを決定したときは高校生等奨学給付金不支給決定通知書（様式第4号）により、宮城県内に設置されている高等学校等に在籍している高校生等のいる保護者等にあつては学校長を経て、それ以外の保護者等にあつては直接、通知するものとする。

(支給の方法)

- 第7 支給の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回、高等学校等専攻科に通う高校生等は通算2回（修業年限が1年の場合は通算1回））を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象に該当する場合は、追加で1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）支給することができる。
- 2 支給は保護者等の預金口座等への振込又は保護者等が授業料以外の教育に必要な経費等と相殺するため給付金の受給を学校代表者（学校長等）に委任すること（学校による代理受領）により行うものとする。
- 3 本給付金は、年度当初に必要な経費を支援することを目的としていることから、基準日現在の状況で確認を行い、その後の世帯状況等の変化、高校生等の休学及び退学等の事由が発生した場合においても追給及び返還（第8の場合を除く。）は行わないものとする。

(支給の決定の取り消し等)

- 第8 知事は、保護者等が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、保護者等に通知するものとする。
- 2 前項により支給の決定の取り消しを受けた者は、知事が別に指示する方法により給付金を返還しなければならない。

(違約金)

- 第9 知事は、第8の規定により支給の決定の取り消しを受けた者が返還期日までに給付金を返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還金額について年10.95パーセントの割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(補足)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。

別表（要綱第4関係）

区分		高校生等1人当たりの 給付金支給額	支給対象経費
1 生業扶助受給世帯に扶養されている高校生等（5に該当する者を除く。）		年額 52,600 円	修学旅行費等
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等（1,5に該当する者を除く。）	2 通信制の高等学校等に通う高校生等	年額 52,100 円	教科書費，教材費，学用品費，通学用品費，教科外活動費，生徒会費，PTA 会費，入学学用品費等
	3 通信制以外の高等学校等に通う高校生等（4に該当する者を除く。）	年額 134,600 円	
	4 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	年額 152,000 円	
5 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高等学校等専攻科に通う高校生等		年額 52,100 円	教科書費，教材費，学用品費

(注1) 通信制の高等学校等又は高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等及び高等学校等専攻科に通う高校生等は全て年額 52,100 円を用い、それ以外の高校生等は、全て年額 152,000 円を用いる（生業扶助受給世帯を除く。）。

(注2) 家計急変世帯においては、7月1日までに家計が急変したことによる申請の場合は本表の2から5の区分に応じた支給額、7月2日以降に家計が急変したことによる申請の場合は、本表の2から5の区分に応じた額について、家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した日の属する月）以降の月数に応じて算定した額（1円未満の端数切り捨て）を年額とする。

## 高校生等奨学給付金受給申請書

(申請基準日 令和 年 月 日)

申請書記入日 令和 年 月 日

宮城県知事 殿

私は、高校生等奨学給付金の支給を受けたいので、裏面の留意事項を承諾の上、宮城県私立高校生等奨学給付金支給要綱第5の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

※ はじめに、次の4点を確認の上、**□にレ点を付記(以下同様とします。)**してください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。  
 この申請書に虚偽の記載があった場合は、宮城県の求めに従いその全額を即時返還します。  
 私は宮城県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。  
 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。

フリガナ 申請者氏名 (保護者等)		住所	〒 電話番号( ) -	
高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他( ) ※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。			
区分	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 生業扶助受給 <input type="checkbox"/> 家計急変			
生業扶助の受給に関する誓約	基準日現在、 <b>生業扶助を受給していない場合は、記名・押印してください。</b> 私の世帯は、基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による <b>生業扶助を受給していないことを誓約</b> します。 申請者氏名 印			
家計急変の状況 ※家計急変区分で申請する場合のみ	続柄	家計急変前	家計急変後	扶養人数
	年収見込	円	円	人
	家計急変発生日	令和 年 月 日	円	人
家計急変理由				

対象となる高校生等	フリガナ 氏名	生年月日	学校 記入欄	当該高校生等は、就学支援金受給資格者(見込者)又は高等学校等学び直しへの支援金の対象者であることを確認しました。 (学校担当者が確認印を押印する。)	
	在学学校名	在学期間	年 月 日 ~ 基準日		
	学校の種類等	通信制以外・通信制	科・学科・課程・学年・組など		
	過去の 高等学校等における 在学期間等	学校名	在学期間	~	年 月 日 年 月 日
		学校の種類等	通信制以外・通信制	在学中に給付金を受給した回数	回・なし・不明
	学校名	在学期間	~	年 月 日 年 月 日	
	学校の種類等	通信制以外・通信制	在学中に給付金を受給した回数	回・なし・不明	

(□のレ点は「1か所のみ付記」してください。)

①  **生業扶助**(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

②  **親権者(両親)2名分**の課税証明書等を提出します。

③  **親権者1名分**の課税証明書等を提出します。(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)  
・離婚、死別等により親権者が1名の場合、  
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等

④  **未成年後見人( )名分**の課税証明書等を提出します。  
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)  
※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。

⑤  **生徒の生計をその収入により維持しているもの(主たる生計維持者)(両親等)2名分**の課税証明書等を提出します。  
※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

⑥  **主たる生計維持者(生徒の生計をその収入により維持している者)1名分**の課税証明書等を提出します。  
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、  
・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑦  **生徒本人**の課税証明書等を提出します。  
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	課程	給付金申請
保護者等 (父母等生計維持者)					
上記保護者等に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹(中学生を除く)		平成 年 月 日生		通信制・専攻科・その他	有・無
		平成 年 月 日生		通信制・専攻科・その他	有・無

審査欄	通信制以外 ・ 通信制	生業扶助 非課税 家計急変	第1子 ・ 第2子以降	給付額 円	学校確認①	学校確認②	私学・公益法人課

### < 留意事項 >

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 虚偽の内容、その他不正の手段による申請により支給決定を受けたときは、支給された給付金の全額について即時返還することになります。
- 上記と併せて、返還期日の翌日から返還の日までの期間について年率10.95パーセントの違約金が課せられます。
- その他、不利益が生じるおそれがありますので、基準日現在の内容について正しく記入願います。
- 記入は、黒又は青のインク・ボールペンとし、消えるボールペンは使用しないでください。

### < 記入上の注意 >

- **【区分】欄について**  
該当する区分を必ず選択してください。
- **【家計急変の状況】欄について**  
【区分】の欄で家計急変を選択した場合に記入してください。
- **【対象となる高校生等】欄について**
  - イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
  - ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- **【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入状況・扶養親族の状況】欄について**
  - イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
    - ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
    - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
    - ③ 法人である未成年後見人
    - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
    - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
  - ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給している世帯の場合は、基準日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
  - ハ 必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
なお、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の一人の課税証明書等を提出できない場合（例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合）は、その親権者については「親権者が存在しない場合」の取扱いをします。
  - ニ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していない世帯の場合は、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付するか、学校担当者の確認印を押印してください。
  - ホ 生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者が申請する場合は、医療保険各法<sup>※</sup>における扶養者等の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。  
<sup>※</sup> 医療保険各法  
健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法
  - ヘ 生計維持者とは、次の者をいいます。
    - ① 生徒に父母がいる場合  
当該父母（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ。）
    - ② 生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)～(4)に掲げる者である場合
      - (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
      - (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
      - (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
      - (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
  - ト 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。
  - チ 「②」に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
  - リ 「③」に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。  
なお、家庭の事情によりやむを得ず父母の一人の課税証明書等を提出できない場合（例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合）は、その父母については「父母が存在しない場合」の取扱いをします。
  - ヌ 「⑥」又は「⑦」に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法<sup>※</sup>における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- **【扶養親族の状況】欄について**  
15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。



様式第2号 (第5関係)

第 号

## 在学証明書

氏名

年 月 日生

上の者は本校 課程 科 第 学年に令和 年 月 1日  
現在、在学中であること及び次の事項について証明する。

- 1 入学年月日 年 月 日 第 学年入学
- 2 高等学校等就学支援金の受給資格者、高等学校等修学支援事業費補助金  
(学び直しへの支援)の対象者又は高等学校等修学支援事業費補助金(専攻  
科の生徒への修学支援)の対象者に

該当 ・  非該当

令和 年 月 日

学 校 名

学校長氏名

殿

決定番号

令和 年 月 日

## 高校生等奨学給付金支給決定通知書

宮 城 県 知 事

高校生等奨学給付金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

1 給付決定額 円

給付内容

- (1) 対象生徒氏名
- (2) 生業扶助受給の有無
- (3) 学校設置者の別
- (4) 在籍課程の別
- (5) 15歳以上23歳未満の  
扶養されている子の有無

2 支給（振込）日 年 月 日

備考

- 1 偽りその他不正の手段による申請により支給決定を受けたときは、支給された給付金の全額について即時返還することになります。
- 2 上記と併せて、返還期日の翌日から返還の日までの期間について年率10.95パーセントの違約金が課せられます。

殿

令和 年 月 日

高校生等奨学給付金不支給決定通知書

宮 城 県 知 事

高校生等奨学給付金について、下記の理由により支給しないことを決定したので通知します。

記

1 給付しない理由

2 備 考

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による  
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、令和 年 月 日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）  
第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明す  
る。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
証明書の使用目的 高校生等奨学給付金の受給手続のため			
備考			